



宅建第五支部ニュース



NO. 100 《第一面》 令和4年 10月 7日 (金)

～100号をむかえて～

平成18年度よりお届けしております、「宅建第五支部ニュース」が今号で100号となりました。

会員の皆様の温かいご支援によりこれまで続けることができました。

今後どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

第五支部 支部長 木村 勝尚



新入会員のご紹介

【8月入会】

(有) ケイ・エスサクセスプランナー

代表者 橋本 浩和 様

長岡京市開田三丁目8-22

TEL : 075-955-3355

FAX : 075-955-3366



自動音声応答システム導入のお知らせ

8月29日(月)より、本会の代表電話番号(075-415-2121)におかけいただいた電話の取次ぎにつきまして、以下の通り、自動音声にてご案内させていただきます。

1. 自動音声応答システムを導入する電話番号

● 075-415-2121 (代表電話)

会員の方は「1」をお選びいただいた後、音声案内に従い、下記の番号をお選びください。

- * 宅建業免許更新・変更に関するお問い合わせ …①
- * 宅建士資格登録や変更、宅建士証の発行 …②
- * 宅地建物取引士の法定講習 …③
- * その他(相談等、その他) …④

※音声案内の途中でも、番号をお選びいただけます。

※業務品質向上のため、通話内容は録音させていただきます。

2. 支部担当者直通番号

● 075-417-0007 (支部) (直通)



廃棄物の適正処理について



私たち事業者が排出する事業系廃棄物について、一般廃棄物と産業廃棄物に分類し、それぞれのルールに基づいて処理する必要がありますが、複雑で分かりにくいいため知らず知らずのうちにルールから逸脱してしまっていた、指摘を受けたという経験を持たれている方もあるのではないのでしょうか。

京都市から事業系廃棄物についてイラストや解説でわかりやすい「廃棄物の適正処理ガイドブック」が発行されておりますので、責任ある事業者として大いに活用し適正な処理をしまりましょう。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000146216.html>



QRコードをカメラモードで読み取って詳細を確認できます。

京都市以外も各自治体のルールをご確認ください。



亀岡市



長岡京市



向日市



大山崎町



南丹市



京丹波町





全宅連 不動産実務セミナー『不動産広告の表示規約改正と最近の違反事例・相談事例について』動画配信開始のお知らせ

不動産の表示に関する公正競争規約（表示規約）及び表示規約施行規則が**令和4年9月1日に改正・施行されました。**

本セミナー動画では、不動産広告の表示規約の改正によって、新設・強化された規定、反対に緩和された規定に分けてわかりやすく改正内容を解説します。

また、実際の違反事例・よくある相談事例についても紹介します。

今回の改正規約に沿った不動産広告を行わない場合、規約違反となり不動産公正取引協議会より警告や違約金が課される等、処分を受ける場合がございます。

「不動産広告」は、実務において必須となる業務ですので、本セミナーを是非ともご視聴頂き、適正な業務の遂行にお役立て下さい。

<https://www.zentaku.or.jp/news/8310/>



宅地建物取引士資格試験について

試験日 令和4年10月16日 (日)

一般受験者 午後1時～午後3時

登録講習修了者 午後1時10分～午後3時

宅建試験は、京都パルスプラザ・龍谷大学深草キャンパス・同志社大学京田辺校地の3会場にて実施されます。

本部員・試験監督員をお引き受けいただいた方におかれましては、お忙しい中ご協力いただき、誠に有難うございます。



【第五支部会員数 R4.10.7 現在】

正会員：281名

準会員：23名

計：304名



亀岡市 移住・定住関連施策説明会の開催について

亀岡市では、8月に「子供ファースト宣言」を行うなど、移住者の増加、定住人口の確保に向けた取り組みを進められています。

この度、同市における移住・定住関連策の一層の周知を図るため、説明会が開催されますので、対象者への施策の紹介などにお役立てください。

日時 令和4年10月17日 (月) 13:30～14:30 (予定)

会場 亀岡市役所 1階 市民ホール

内容 (紹介施策)

- (1) 子供ファースト宣言 (こども医療費18歳まで拡大と無料化など)
- (2) 既存集落まちづくり区域指定制度
- (3) 空き家となった古民家の用途変更に係る開発審査会付議基準
- (4) 京都府移住促進特別区域 (空き家改修助成、移住者起業支援など)
- (5) 空き地・空き家バンク
- (6) 空き家に付随する農地の取得制度
- (7) 新婚世帯などを支援する補助金
- (8) 多子世帯、三世帯同居・近居を支援する補助金



【お問合せ先】

亀岡市 まちづくり推進部 都市計画課
電話 (0771) 25-5047 (直通)

